

令和8年第2回大山町教育委員会

招集年月日 令和8年2月27日（金） 午前9時30分

招 集 場 所 名和公民館 第1会議室

出 席 委 員

1 番		門脇明子	2 番		向陽寛孝	3 番		甕山洋美
4 番		山本健一						

その他の出席者

日 程

1. 開会宣言（午前 時 分）

2. 議事日程

日程第 1 会議時間の決定 自 午前 時 分 至 午前 時 分

日程第 2 教育長報告並びに連絡事項

日程第 3 議案第 1 号 機構改革に伴う関係教育委員会規則の整備に関する
規則の制定について

日程第 4 議案第 2 号 機構改革に伴う関係教育委員会訓令の整備に関する
訓令の制定について

日程第 5 議案第 3 号 議会の議決を経るべき事件の議案について
（大山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例について）

日程第 6 議案第 4 号 議会の議決を経るべき事件の議案について
（令和3年度～令和7年度大山町過疎地域持続的発展計画の変更について）

日程第 7 議案第 5 号 議会の議決を経るべき事件の議案について
（令和8年度～令和12年度大山町過疎地域持続的発展計画の策定について）

日程第 8 議案第 6 号 議会の議決を経るべき事件の議案について
（令和7年度大山町一般会計補正予算（第13号）教育委員会所管の予算）

日程第 9 議案第 7 号 議会の議決を経るべき事件の議案について
（令和8年度大山町一般会計予算 教育委員会所管の予算）

日程第 10 議案第 8 号 令和 8 年度教育施設等工事計画の策定について

日程第 11 議案第 9 号 指定学校の変更について

3. その他

4. 次回の開催日程

- ・臨時会（非公開） 令和 8 年 3 月 1 0 日（火） 午前 1 1 時 0 0 分
- ・定例会 令和 8 年 3 月 日（ ） 午 時 分

5. 閉会宣言（午前 時 分）

報 告 事 項

月	日	曜日	件 名
2 月	2 日	月	面談、鳥取大学医学部金城先生来室、地籍調査事業説明会
	3 日	火	面談、大山小学校「特認校制度」保護者説明会
	4 日	水	大山自然歴史館訪問、鳥取県社会教育協議会理事、中山中学校地区進出学習会閉校式
	5 日	木	地域教育連携会議、連絡調整会議
	6 日	金	嘉手納町町政50周年記念式典・祝賀会～9日
	10 日	火	感謝の会(大山きやらぼく保育園)、大山青年の家訪問
	12 日	木	図書カード贈呈式
	13 日	金	組合来室、大山保育所冬見つけ、学校教育合同研修会
	14 日	土	兵庫教育大学とのオンライン会議
	17 日	火	教育長ヒアリング
	19 日	木	連絡調整会議、管理職会議
	24 日	火	全員協議会、第2回総合文化祭あり方検討委員会
	27 日	金	定例教育委員会
	28 日	土	兵庫教育大学鳥取支部会

議案第 1 号

機構改革に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則の制定について

機構改革に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則を次のように定めたいので、承認を求める。

令和 8 年 2 月 2 7 日

大山町教育委員会教育長 鷲見 寛幸

機構改革に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則

(大山町教育委員会事務局組織規則の一部改正)

第1条 大山町教育委員会事務局組織規則(平成17年大山町教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「移動号」という。)に対応する同表改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「移動後号」という。)が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号に改め、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の表示を除く。)を削る。

改正後	改正前
(課等の事務分掌) 第3条 課等の事務分掌は、次に掲げるとおりとする。 幼児・学校教育課 (1)～(26) 略 社会教育課 (1) 社会教育機関の設置、管理及び廃止に関すること。 (2)～(10) 略	(課等の事務分掌) 第3条 課等の事務分掌は、次に掲げるとおりとする。 幼児・学校教育課 (1)～(26) 略 社会教育課 (1) <u>図書館その他の</u> 社会教育機関の設置、管理及び廃止に関すること。 (2)～(14) 略

(削る)	<u>(11) 国際交流(国際化事業)に関するこ</u>
	<u>と。</u>
<u>(11)</u> 略	<u>(12)</u> 略
<u>(12)</u> 略	<u>(13)</u> 略
<u>(13)</u> 略	<u>(14)</u> 略
教育支援センター	教育支援センター
(1) 略	(1) 略

(大山町教育委員会事務局事務専決及び代決に関する規則の一部改正)

第2条 大山町教育委員会事務局事務専決及び代決に関する規則(平成17年大山町教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改正後	改正前
(出先機関における専決及び代決)	(出先機関における専決及び代決)
第8条 学校給食センターにおける専決及び代決については、別に定める。	第8条 <u>図書館及び</u> 学校給食センターにおける専決及び代決については、別に定める。

(大山町立図書館管理運営規則の廃止)

第3条 大山町立図書館管理運営規則(平成17年大山町教育委員会規則第19号)は、廃止する。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

議案第2号

機構改革に伴う関係教育委員会訓令の整備に関する訓令の制定について

機構改革に伴う関係教育委員会訓令の整備に関する訓令を次のように定めたいので、承認を求める。

令和8年2月27日

大山町教育委員会教育長 鷲見 寛幸

機構改革に伴う関係教育委員会訓令の整備に関する訓令

(大山町教育委員会公印規程の一部改正)

第1条 大山町教育委員会公印規程(平成17年大山町教育委員会訓令第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削除する。

改正後				改正前			
別表(第2条関係)				別表(第2条関係)			
公印の種類	ひな形	書体	寸法	公印の種類	ひな形	書体	寸法
(略)				(略)			
7 削除				7 削除			
8 削除				8 図書館長印			
				鳥取県西伯郡大山町立図書館長印	図書館長印	郡大山町立	古印体 21ミリ平方
(略)				(略)			

(大山町立図書館利用規程の廃止)

第2条 大山町立図書館利用規程(平成17年教育委員会訓令第7号)は、廃止する。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 3 号

議会の議決を経るべき事件の議案について
(大山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例について)

このことについて、町長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年
法律第 162 号）第 29 条の規定に基づく意見を求められたので、同意を求める。

令和 8 年 2 月 27 日

大山町教育委員会教育長 鷺見 寛幸

【参考】

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律
(教育委員会の意見聴取)

第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に
教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合におい
ては、教育委員会の意見をきかなければならない。

大山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(大山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 大山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年大山町条例第17号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
(職員) 第23条 略 2 家庭的保育者(法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。)は、町長が行う研修(町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士<u>(鳥取県の区域に係る地域限定保育士を含む。以下同じ。)</u>又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると町長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。 (1)及び(2) 略 3 略	(職員) 第23条 略 2 家庭的保育者(法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。)は、町長が行う研修(町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると町長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。 (1)及び(2) 略 3 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 4 号

議会の議決を経るべき事件の議案について

(令和 3 年度～令和 7 年度大山町過疎地域持続的発展計画の変更について)

このことについて、町長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づく意見を求められたので、同意を求める。

令和 8 年 2 月 27 日

大山町教育委員会教育長 鷺見 寛幸

【参考】

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(教育委員会の意見聴取)

第 29 条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

過疎地域持続的発展市町村計画(変更)

変更箇所	変 更 後	変 更 前
9 教育の振興	(1) 現況と問題点 ア 学校教育 本町には、小学校が4校、中学校が3校あります。児童・生徒数は少子化の進行や過疎化によって、小学校・中学校ともに減少傾向にあります。各学校で個性豊かな教育や基礎学力向上への取り組みがなされています。また、放課後児童クラブを設置し、学童保育事業を実施しています。 学校教育は、子どもたちが社会の中で生きていくための基礎・基本を身に付けるとともに、個性を見出し、さらに生涯学んでいく基礎的な力を培っていくうえで重要な役割を担っています。<u>また、GIGAスクール構想の実現に向けて、学校における情報通信技術（ICT）環境の整備・充実が必要となっています。</u> 現在、地域と連携・密着した特色ある学校づくりが課題となっているほか、人間性豊かな子どもを育むための個性・創造性を育てる教育、心の教育の重要性や社会環境変化に主体的に対応できる人材を育成する教育環境が必要となっています。 また、施設面においては、建築後40年以上経過している小中学校の耐震補強工事及び大規模改修工事は終了していますが、体育館等の関連施設の改修工事を実施する必要があります。 なお、教育課程の改訂により、夏季休業日数を減らして授業を実施する必要がある一方で、昨今の気象環境の変化から猛暑の期間が長くなっており、運動をしていないときでも熱中症の危険性があり、暑さ対策を実施する必要があります。 学校給食については、近年、食育の重要性が特に増してきており、望ましい食習慣や栄養バランスのとれた食生活は、成長期である子どもたちの心身の健全な成長には必要不可欠であるため、引き続き、学校給食の充実が求められています。 (2) その対策 学力の重要な要素である基礎的・基本的な知識・技能の習得、思考力・判断力・表現力等の育成及び学習意欲の向上を図るために、授業時数増を図り、特に言語活動や理数教育を充実させる<u>ほか、ICTを適切に活用した学習活動の充実も図ります。</u> 子どもたちの豊かな心と健やかな体を育むために道徳教育や体育を充実させます。また、各学校それぞれが地域と密着した特色ある学校づくりができるよう支援を行います。 学校施設については、防災機能強化事業等を実施し、環境整備を図ります。 学校給食については、安心で安全な給食を提供するため、給食施設や調理機器等の計画的な更新を行います。	(1) 現況と問題点 ア 学校教育 本町には、小学校が4校、中学校が3校あります。児童・生徒数は少子化の進行や過疎化によって、小学校・中学校ともに減少傾向にあります。各学校で個性豊かな教育や基礎学力向上への取り組みがなされています。また、放課後児童クラブを設置し、学童保育事業を実施しています。 学校教育は、子どもたちが社会の中で生きていくための基礎・基本を身に付けるとともに、個性を見出し、さらに生涯学んでいく基礎的な力を培っていくうえで重要な役割を担っています。 現在、地域と連携・密着した特色ある学校づくりが課題となっているほか、人間性豊かな子どもを育むための個性・創造性を育てる教育、心の教育の重要性や社会環境変化に主体的に対応できる人材を育成する教育環境が必要となっています。 また、施設面においては、建築後40年以上経過している小中学校の耐震補強工事及び大規模改修工事は終了していますが、体育館等の関連施設の改修工事を実施する必要があります。 なお、教育課程の改訂により、夏季休業日数を減らして授業を実施する必要がある一方で、昨今の気象環境の変化から猛暑の期間が長くなっており、運動をしていないときでも熱中症の危険性があり、暑さ対策を実施する必要があります。 学校給食については、近年、食育の重要性が特に増してきており、望ましい食習慣や栄養バランスのとれた食生活は、成長期である子どもたちの心身の健全な成長には必要不可欠であるため、引き続き、学校給食の充実が求められています。 (2) その対策 学力の重要な要素である基礎的・基本的な知識・技能の習得、思考力・判断力・表現力等の育成及び学習意欲の向上を図るために、授業時数増を図り、特に言語活動や理数教育を充実させる<u>めます。</u> 子どもたちの豊かな心と健やかな体を育むために道徳教育や体育を充実させます。また、各学校それぞれが地域と密着した特色ある学校づくりができるよう支援を行います。 学校施設については、防災機能強化事業等を実施し、環境整備を図ります。 学校給食については、安心で安全な給食を提供するため、給食施設や調理機器等の計画的な更新を行います。

過疎地域持続的発展市町村計画(変更)

変更箇所	変 更 後					変 更 前				
	(3) 計画					(3) 計画				
	持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	8 教育の振興	(4)過疎地域持続 的発展特別事業 幼児教育	保育所外国語活動事業 町内の保育所に英語講師を派遣 し、園児のコミュニケーション能力を 高める。	町			(4)過疎地域持続 的発展特別事業 幼児教育	保育所外国語活動事業 町内の保育所に英語講師を派遣 し、園児のコミュニケーション能力を 高める。	町	
		義務教育	少人数学級の実施に関する協力金(小学校) 国では、35人学級の少人数学級実施を年 次的に進めている。県では、国の基準を下回 る35人(小1・2年は30人)で一学級を編制 する少人数学級編制を実施しており、今後国 の基準を上回る編制についても検討をされて いる。国・県の基準に先行するかたちで、全 学年での30人学級を実施する。これにより、 県基準編制で増員となる教職員の人件費(一 人あたり200万円)と町基準編制で増員とな る教職員の人件費(一人あたり500万円)の 協力金を県に支払う。	町			義務教育	少人数学級の実施に関する協力金(小学校) 国では、35人学級の少人数学級実施を年 次的に進めている。県では、国の基準を下回 る35人(小1・2年は30人)で一学級を編制 する少人数学級編制を実施しており、今後国 の基準を上回る編制についても検討をされて いる。国・県の基準に先行するかたちで、全 学年での30人学級を実施する。これにより、 県基準編制で増員となる教職員の人件費(一 人あたり200万円)と町基準編制で増員とな る教職員の人件費(一人あたり500万円)の 協力金を県に支払う。	町	
			少人数学級の実施に関する協力金(中学校) 国では、中学生は40人で一学級を編制して いる。県では、国の基準を下回る35人(中1 年は33人)で一学級を編制する少人数学級 編制を実施している。国・県の基準に先行す るかたちで、全学年での30人学級を実施す る。これにより、県基準編制で増員となる教職 員の人件費(一人あたり200万円)と町基準 編制で増員となる教職員の人件費(一人あた り500万円)の協力金を県に支払う。	町				少人数学級の実施に関する協力金(中学校) 国では、中学生は40人で一学級を編制して いる。県では、国の基準を下回る35人(中1 年は33人)で一学級を編制する少人数学級 編制を実施している。国・県の基準に先行す るかたちで、全学年での30人学級を実施す る。これにより、県基準編制で増員となる教職 員の人件費(一人あたり200万円)と町基準 編制で増員となる教職員の人件費(一人あた り500万円)の協力金を県に支払う。	町	
			<u>小中学校ICT支援事業</u> <u>町内小中学校に対し、サポートデス</u> <u>クによる支援、訪問支援を実施し、</u> <u>安全かつ効果的なICT環境の整備、</u> <u>教職員への支援を行う。また、端末</u> <u>不具合、ソフトウェア追加に対応し、</u> <u>教育関係事務の効率化を図る。</u>	町						
		高等学校	高等学校通学定期乗車券等購入補 助事業 定期乗車券により公共交通機関を 利用して高等学校等へ通学する生 徒の保護者に対して、定期乗車券 の購入に要する経費を補助する。	町			高等学校	高等学校通学定期乗車券等購入補 助事業 定期乗車券により公共交通機関を 利用して高等学校等へ通学する生 徒の保護者に対して、定期乗車券 の購入に要する経費を補助する。	町	

議案第 5 号

議会の議決を経るべき事件の議案について

(令和 8 年度～令和 12 年度大山町過疎地域持続的発展計画の策定について)

このことについて、町長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づく意見を求められたので、同意を求める。

令和 8 年 2 月 27 日

大山町教育委員会教育長 鷺見 寛幸

【参考】

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(教育委員会の意見聴取)

第 29 条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

議案第 6 号

議会の議決を経るべき事件の議案について

(令和 7 年度大山町一般会計補正予算 (第 1 3 号) 教育委員会所管の予算)

このことについて、町長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号) 第 2 9 条の規定に基づく意見を求められたので、同意を求める。

令和 8 年 2 月 2 7 日

大山町教育委員会教育長 鷺見 寛幸

【参考】

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(教育委員会の意見聴取)

第 29 条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

令和 7 年度大山町一般会計補正予算（第 1 3 号）の事業概要

担当課 幼児・学校教育課

●歳入

（単位：千円）

科目	補正前	補正額	補正後	説 明
国庫支出金	22,482	△ 1	22,481	子ども・子育て支援体制整備総合推進事業補助金 △1
県支出金	47,921	△ 2,929	44,992	保育士等配置促進事業費補助金 △2,929
財産収入	626	△ 55	571	大山西小学校用地売却収入 △55
諸収入	12,385	82	12,467	大山西小学校立木等補償収入 82

●歳出

（単位：千円）

事業名	補正予算額 （補正後）	説 明
児童福祉総務費（一般）	△358 (31,024)	住居手当 △238、勤勉手当 △150 共済組合負担金 30
事務局費（一般）	△201 (72,850)	勤勉手当 △371、共済組合負担金 120 消耗品費 50
教育振興費（一般）	△3,095 (119,950)	燃料費 200、修繕料 300、保険料 60 運転業務委託料 △900、学校情報機器保守委託料 △119、学校 I C T 支援委託料 △201 備品購入費 △2,585、自動車重量税 150
スクールソーシャルワーカー等活用事業	60 (12,162)	共済組合負担金 60
コミュニティ・スクール推進事業	18 (2,617)	共済組合負担金 35、社会保険料 31、謝礼金 △48
短期英語留学プログラム事業	△810 (7,590)	短期英語留学プログラム事業補助金 △810
教育支援センター費（一般）	82 (12,209)	通勤手当 2、共済組合負担金 80
学校管理費（事務局費） ※小学校費	△7,740 (111,987)	通勤手当 96、期末手当 △475、勤勉手当 △638 共済組合負担金 1,056、 大山西小学校立木伐採等委託料 △1,333、 大山西小学校職員駐車場整備工事 △6,446
学校管理費（事務局費） ※中学校費	△450 (83,680)	期末手当 △409、勤勉手当 △509 共済組合負担金 468
国際交流推進費（事務局費）	△2,451 (38,361)	テメキュラ市交流事業補助金 △2,451

担当課 社会教育課

●歳入 補正なし

●歳出 (単位：千円)

事業名	補正予算額 (補正後)	説 明
国際交流事業	△300 (4,661)	国際交流人材育成事業補助金 △300
農業施設指定管理施設費	△616 (27,710)	農業施設指定管理委託料 △616
成人式	△200 (809)	記念品等 △100、印刷製本費 △100
文化祭	△810 (3,291)	使用料及び賃借料 △810
保健体育総務費（一般）	△252 (6,139)	消耗品費 △252
プール管理費	△139 (1,466)	会計年度任用職員報酬（パートタイム） △139
体育施設指定管理費	△264 (110,705)	体育施設指定管理委託料 △264

担当課 図書館

●歳入 (単位：千円)

科目	補正前	補正額	補正後	説 明
町債	22,500	△ 3,100	19,400	図書館本館照明LED化事業 △3,100

●歳出 (単位：千円)

事業名	補正予算額 (補正後)	説 明
図書館費	△2,859 (62,673)	共済組合負担金 159、 図書館本館照明LED化工事 △3,018
図書館名和分館費	88 (9,869)	共済組合負担金 88
図書館大山分館費	70 (10,078)	共済組合負担金 70

担当課 小学校

●歳入 補正なし

●歳出 (単位：千円)

事業名	補正予算額 (補正後)	説 明
小学校（学校管理費）	△466 (64, 141)	通信運搬費（中山小学校）20、通信運搬費（名和小学校）32、消防設備保守点検委託料（中山小学校）△117、消防設備保守点検委託料（名和小学校）△174、消防設備保守点検委託料（大山小学校）△90、消防設備保守点検委託料（大山西小学校）△137

担当課 中学校

●歳入 補正なし

●歳出 (単位：千円)

事業名	補正予算額 (補正後)	説 明
中学校（学校管理費）	△649 (61, 709)	手数料（大山中学校）△351、消防設備保守点検委託料（中山中学校）△98、消防設備保守点検委託料（名和中学校）△129、消防設備保守点検委託料（大山中学校）△71
中学校（教育振興費）	168 (2, 061)	就学援助費（名和中学校）66、就学援助費（大山中学校）102

担当課 中山みどりの森保育園

●歳入 補正なし

●歳出 (単位：千円)

事業名	補正予算額 (補正後)	説 明
保育所管理事務	10 (68, 846)	通勤手当 10
中山みどりの森保育園	△850 (113, 855)	会計年度任用職員給料（フルタイム）△150、勤勉手当△100、社会保険料 △350、手数料 △250

担当課 名和さくらの丘保育園

●歳入 補正なし

●歳出 (単位：千円)

事業名	補正予算額 (補正後)	説 明
保育所管理事務	△900 (75, 462)	期末手当 △300、勤勉手当 △300、 共済組合負担金 △300、
名和さくらの丘保育園	△6, 830 (127, 804)	会計年度任用職員報酬（パートタイム）△1, 200、会計年度任用職員給料（フルタイム）△3, 000、期末手当△1, 200、勤勉手当 △830、社会保険料 △500、旅費△100

担当課 大山地区保育所

●歳入 補正なし

●歳出 (単位：千円)

事業名	補正予算額 (補正後)	説 明
保育所管理事務	△2,817 (132,079)	住居手当 △267、通勤手当 △200、期末手当 △950、 勤勉手当 △1,400
大山保育所	194 (31,908)	共済組合負担金 194
大山きゃらぼく保育園	△1,150 (144,153)	期末手当 △500、勤勉手当 △650
大山ひめぼたる保育園	504 (38,786)	勤勉手当 △70、共済組合負担金 494、 社会保険料 80

担当課 学校給食センター

●歳入 (単位：千円)

科目	補正前	補正額	補正後	説 明
町債	73,700	△ 5,700	68,000	大山学校給食センター空調設備改修事業 △1,100 学校給食用設備更新事業（給食センター名和）△1,100 学校給食用設備更新事業（給食センター大山）△3,400 大山学校給食センターマンホールポンプ改修事業 △100

●歳出 (単位：千円)

事業名	補正予算額 (補正後)	説 明
学校給食センター（名和）	△664 (23,662)	光熱水費 266、通信運搬費 15、備品購入費 △945
学校給食センター（大山）	△2,780 (91,761)	大山学校給食センター空調設備改修工事監理委託料 △ 110、大山学校給食センター空調設備改修工事 △ 1,029、大山学校給食センターマンホールポンプ改修工 事 △64、備品購入費 △1,577

債務負担行為（追加） (単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
教材ソフト利用料	令和7年度から 令和12年度まで	14,027

・教材ソフト利用料

学力向上のため学習アプリと学習教材を導入する。

※期間は、契約にかかる支出負担行為（入札行為）を含む。

債務負担行為（追加）

事 項	期 間	限 度 額
フィルタリングソフト利用料	令和7年度から 令和10年度まで	1,718

- ・ フィルタリングソフト利用料

G I G Aスクール構想による生徒1台端末において鳥取県で共同調達する
フィルタリングサービスを利用する。

※期間は、契約にかかる支出負担行為（入札行為）を含む。

債務負担行為（変更）

（単位：千円）

事 項	変更前		変更後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
テメキュラ市交流 事業補助金	令和7年度から 令和8年度まで	5,000	変更なし	6,000
短期英語留学プロ グラム事業補助金	令和7年度から 令和8年度まで	8,000	変更なし	10,000

議案第 7 号

議会の議決を経るべき事件の議案について

(令和 8 年度大山町一般会計予算 教育委員会所管の予算)

このことについて、町長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定に基づく意見を求められたので、同意を求める。

令和 8 年 2 月 2 7 日

大山町教育委員会教育長 鷺見 寛幸

【参考】

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(教育委員会の意見聴取)

第 29 条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

令和8年度 大山町一般会計予算（教育委員会所管の予算）

【一般会計】

単位：千円

款 別	8年度当初		7年度当初		増減額
		構成比		構成比	
一 般 会 計	12,690,000		11,080,000		1,610,000
10 総 務 費	5,121	0.0 %	4,961	0.0 %	160
15 民 生 費	834,235	6.6 %	773,576	7.0 %	60,659
30 農 林 水 産 業 費	55,083	0.4 %	27,826	0.3 %	27,257
50 教 育 費	1,069,724	8.4 %	845,452	7.6 %	224,272
合計	1,964,163	15.5 %	1,651,815	14.9 %	312,348
(人件費)	980,926		988,667		△ 7,741
(人件費以外)	983,237		663,148		320,089

【歳入予算】

単位：千円

款 別	8年度当初		7年度当初		増減額
		構成比		構成比	
45 分担金及び負担金	12,373	2.7 %	13,921	9.5 %	△ 1,548
50 使用料及び手数料	536	0.1 %	441	0.3 %	95
55 国 庫 支 出 金	91,166	20.1 %	19,034	13.0 %	72,132
60 県 支 出 金	64,188	14.1 %	45,197	30.9 %	18,991
65 財 産 収 入	12	0.0 %	0	0.0 %	12
70 寄 附 金	100	0.0 %	100	0.1 %	0
85 諸 収 入	10,232	2.3 %	9,137	6.2 %	1,095
90 町 債	275,200	60.7 %	58,500	40.0 %	216,700
合計	453,807		146,330		307,477

【歳出予算】

単位：千円

款 項 別	8年度当初		7年度当初		増減額
		構成比		構成比	
10 総 務 費	5,121	0.3 %	4,961	0.3 %	160
総 務 管 理 費	5,121	0.3 %	4,961	0.3 %	160
15 民 生 費	834,235	42.5 %	773,576	46.8 %	60,659
社 会 福 祉 費	0	0.0 %	0	0.0 %	0
児 童 福 祉 費	834,235	42.5 %	773,576	46.8 %	60,659
30 農 林 水 産 業 費	55,083	2.8 %	27,826	1.7 %	27,257
農 業 費	55,083	2.8 %	27,826	1.7 %	27,257
50 教 育 費	1,069,724	54.4 %	845,452	51.2 %	224,272
教 育 総 務 費	255,949	13.0 %	207,351	12.6 %	48,598
小 学 校 費	197,183	10.0 %	149,116	9.0 %	48,067
中 学 校 費	300,297	15.3 %	157,154	9.5 %	143,143
社 会 教 育 費	155,619	7.9 %	139,016	8.4 %	16,603
保 健 体 育 費	160,676	8.1 %	192,815	11.6 %	△ 32,139
合計	1,964,163	- 20 -	1,651,815		312,348

議案第 8 号

令和 8 年度教育施設等工事計画の策定について

令和 8 年度に実施する 1 件 1 0 0 万円以上の工事計画を策定することについて、承認を求める。

令和 8 年 2 月 2 7 日

大山町教育委員会教育長 鷺見 寛幸

【参考】

○大山町教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則
(委任)

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(13) 1 件 1, 000, 000 円以上の工事の計画の策定に関すること。

議案第 8 号 資料

1 0 0 万円以上の工事計画について（令和 8 年度 教育委員会所管）

1	事業名	中山みどりの森保育園照明 L E D 化工事
	事業概要	既存の蛍光灯照明253灯を L E D に交換する。 （設計委託料 2,515千円、監理委託料 1,568千円、工事請負費 15,950千円）
	令和 8 年度 事業予算額	20,033 千円
	うち、100万円以上 の工事請負費	15,950 千円

2	事業名	名和さくらの丘保育園照明 L E D 化工事
	事業概要	既存の蛍光灯照明308灯を L E D に交換する。 （設計委託料 2,794千円、監理委託料 1,742千円、工事請負費 19,800千円）
	令和 8 年度 事業予算額	24,336 千円
	うち、100万円以上 の工事請負費	19,800 千円

3	事業名	大山きゃらぼく保育園照明 L E D 化工事
	事業概要	既存の蛍光灯照明327灯を L E D に交換する。 （設計委託料 2,200千円、監理委託料 1,542千円、工事請負費 9,460千円）
	令和 8 年度 事業予算額	13,202 千円
	うち、100万円以上 の工事請負費	9,460 千円

4	事業名	大山西小学校職員駐車場整備工事
	事業概要	県道拡幅工事に伴う駐車場整備を行う。（900㎡程度）
	令和8年度 事業予算額	15,000 千円
	うち、100万円以上 の工事請負費	15,000 千円

5	事業名	中山小学校照明設備LED更新工事
	事業概要	敷地内の照明（約450灯）をLEDに更新する。 （監理委託料 1,200千円、工事請負費 24,310千円）
	令和8年度 事業予算額	25,510 千円
	うち、100万円以上 の工事請負費	24,310 千円

6	事業名	中山・大山小学校教室等出入口錠前取付工事
	事業概要	学校施設の防犯対策として、教室等の扉に鍵の取り付けを行う。
	令和8年度 事業予算額	3,300 千円
	うち、100万円以上 の工事請負費	3,300 千円

7	事業名	名和中学校プール横駐車場舗装工事
	事業概要	簡易舗装がされているが、毎年生徒が転んでけがしているため安全対策で本舗装にする。555.4㎡
	令和8年度 事業予算額	4,000 千円
	うち、100万円以上 の工事請負費	4,000 千円

8	事業名	名和中学校プール循環ろ過設備更新工事
	事業概要	老朽化のため設備を更新する。
	令和8年度 事業予算額	18,677 千円
	うち、100万円以上 の工事請負費	18,677 千円

9	事業名	大山中学校部室棟改築工事
	事業概要	老朽化している部室棟を取り壊し新築する。木造約90㎡程度の建物を建築予定。 (監理委託料 3,000千円、工事請負費 65,000千円)
	令和8年度 事業予算額	68,000 千円
	うち、100万円以上 の工事請負費	65,000 千円

10	事業名	中山中学校トイレ改修工事
	事業概要	和便器20個所程度を洋式化する。 (監理委託料 1,250千円、工事請負費 50,000千円)
	令和8年度 事業予算額	51,250 千円
	うち、100万円以上 の工事請負費	50,000 千円

11	事業名	中山中学校武道場照明設備LED更新工事
	事業概要	場内の照明（約55灯）をLEDに更新する。
	令和8年度 事業予算額	7,832 千円
	うち、100万円以上 の工事請負費	7,832 千円

12	事業名	名和農業者トレーニングセンター高圧ケーブル等更新工事
	事業概要	名和農業者トレーニングセンターについて、高圧ケーブルとキュービクルの劣化が進んでいるため更新を行うもの。
	令和8年度 事業予算額	27,060 千円
	うち、100万円以上 の工事請負費	27,060 千円

13	事業名	図書館本館キュービクル等更新工事
	事業概要	図書館本館のキュービクルの更新を行う。それに合わせて、更新時期を迎えた高圧ケーブルについても更新を行うもの。
	令和8年度 事業予算額	23,430 千円
	うち、100万円以上の 工事請負費	23,430 千円

議案第 9 号

指定学校の変更について

下記のとおり指定学校変更の申立てがあり、学校教育法施行令第 8 条の規定により、指定学校を変更するものとする。

令和 8 年 2 月 2 7 日

大山町教育委員会教育長 鷺見 寛幸

記

1. 指定学校変更の申立て 1 件 (詳細別紙) 認定件数 件